

5 千 都 建 情 第 26 号
令 和 5 年 6 月 16 日

昇降機保守点検事業関係者各位

千葉市都市局建築部建築情報相談課長
(公印省略)

既設昇降機の改修における建築基準法第12条第5項に基づく報告について（通知）

本市の建築行政につきましては、日ごろ格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標題の件について、本市では、これまで既設昇降機の改修（戸開走行保護装置の設置等）において、建築基準法第12条第5項に基づく報告を求めていましたが、令和5年6月8日より確認申請が不要な既設昇降機の改修においては、改修の内容に依らずこの報告を不要としましたのでご連絡します。

【問い合わせ先】
千葉市 都市局 建築部 建築情報相談課
構造設備班
TEL 043-245-5843
FAX 043-245-5887
E-Mail johosoudan.URC@city.chiba.lg.jp